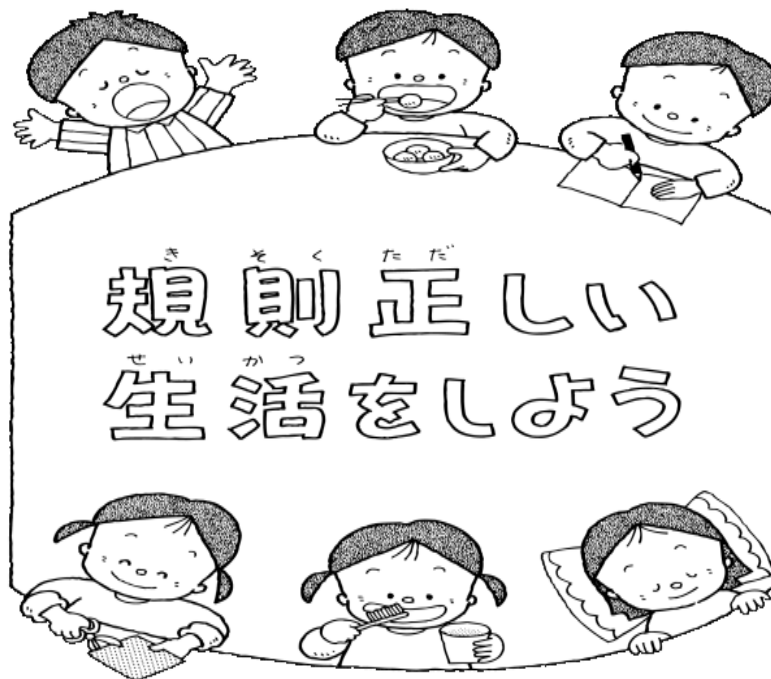


子どものありのままを受けとめ、かけがえのない大切な存在であることを伝えていくことで
子どもは自分自身に自信を持ち、さまざまなことに取り組めるようになります

家庭生活の手引き

～子どもが豊かに成長するために～



もくじ

- 1 子どもが豊かに成長するために～子どもを理解するポイント～
- 2 ユリノキスタンダード(保護者向け)
- 3 携帯電話・スマートフォン等の取り扱いルールおよび個人情報保護に関するお願い
- 4 登下校・放課後の児童の安全について
- 5 新橋小学校の特別支援教育

別添資料

- 1 子どもたちの安全を最優先するために
児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い
子ども同士による金銭の授受をしないために ～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～
- 2 公共物等破損にかかる指導へのご理解とご協力のお願い

～子どもが豊かに成長するために～

小学生ってどんな時期～子どもを理解するポイント～

子どもの発達には個人差がありますが、小学校6年間で体も心も大きく変化します。

入学時期には、子どもの様子に細やかに心を配り、目をかけ手をかけ、丁寧に対応することが必要ですが子どもの成長に応じて、少しずつ手をはなす時期を考えていきましょう。

1、2年生：小学校に入学すると、世界が大きく広がります

子どもが学校になじむまで時間がかかります。最初のうちは、朝起きられなかったり、晩御飯を食べる前に疲れて寝てしまったりすることもあるかもしれません。学校に通う生活に子どものリズムを合わせていけるよう、子どもの様子に合わせて、家庭での生活のリズムを考えましょう。また、子どもが学校の様子を話す時には、じっくりと話を聞いてあげられると子どもが安心するでしょう。

3、4年生：中学年になると、反発したり、自己主張が強くなったりすることがあります

子どもの自分らしさや意思が芽生えてきた証拠なので、成長ととらえてあたたかく見守りましょう。また、友達や学習関係のつまずきが増えてくる時期なので、子どもの言葉を聞くだけでなく、表情や食欲など家での様子をよく見て、心配なことがあれば、学校の先生や周囲の人と相談してみんなで対応を考えていきましょう。

5、6年生：高学年になると、反発や反抗が目立つようになり、大人には話さないことが増えてくるかもしれません

大人よりも友達を大切にしようになる子どももいます。少し寂しく思うかもしれませんが、子どもの成長の証です。中学年の時期よりも更に自立心が高まっていますので、大人がこれまでの自分の経験から一方的に指示をすると、敏感な反応をしたり、反発したりするかもしれません。子どもの話に、どんな意味があるのか耳を傾け、子どもを大切に思う一人の意見として穏やかに、自分の考えを伝えてみましょう。子どもはそうした大人の対応を見ることで、お互いの意見を尊重すること、話し合うことで分かり合えること、協力することで問題が解決できることを学んでいきます。

令和8年度 ユリノキスタンダード 保護者向け

登校してから下校するまでの学校生活についてのお願い

子どもたちがなかよく生活したり、しっかりと学習に取り組んだりするために守ってほしい大切なこと

○身だしなみ

- ・みんなが安心して気持ちのよい学校生活を送れるような安全で清潔な身だしなみを心掛けてください。
- ・体調等により、リップクリーム、ハンドクリームなどが必要な場合は事前に担任に連絡をお願いします。
- ・持ち物には必ず記名をお願いします。

○登校

- ・8時の開門に合わせて通学路を歩いて登校します。地域の一員として交通ルールを守り、安全に登校できるよう支援をお願いします。
- ・安全のため、忘れ物は取りに戻れません。必要な場合は学校までお届けください。
- ・安全のため、かばんはランドセル等の背中に背負え、両手が空くものを使ってください。
- ・上履きを忘れた時は、貸し上履きを使用します。持ち帰った際には洗ってからの返却をお願いします。
- ・欠席、遅刻、早退、体育の見学は必ず連絡してください。
- ・遅刻して登校する場合や、早退する時は必ず付き添い、職員室へ声掛けをお願いします。

○授業

- ・学年に応じた学習にふさわしい持ち物を考えて準備させてください。
(シンプルなもの、音がならないもの、学習に集中しやすいもの)
- ・ノートは学年や学習の内容に応じて使いやすいものを指定しています。ご確認の上、ご準備ください。
- ・教科書などの持ち帰りについては担任に確認してください。

<体育>

- ・動きやすい服装で、安全のために赤白帽子をかぶります。
- ・防寒のための重ね着は、フードやチャックのついていない動きやすいものを選んでください。
- ・安全のため、長い髪の毛はヘアピンを使わず、ゴムで結んでください。

<書写>

- ・使った筆はその日に持ち帰ります。ご家庭で洗ってください。

○給食

- ・給食セットは毎日持ち帰り、清潔なものをご準備ください。
- ・使用した白衣は金曜日に持ち帰ります。洗濯をし、アイロンをかけて月曜日に持たせてください。
- ・アレルギー等食事制限が必要な場合は、担任および栄養士まで必ずお知らせください。

○下校

- ・一人にならないように、なるべく近くの友だちと一緒に通学路を歩いて帰るように声掛けをお願いします。

○放課後

- ・用事があるときでも決められた通学路を歩いて、一度、真っ直ぐ家に帰らせてください。
- ・出掛けるときは「誰と・どこへ・何時に帰る」等の内容を確認する習慣が身につくようにお願いします。
- ・学校に用事があるときはまず、電話で相談してください。(811-2550 16時30分まで)

○各学年で推奨するノート一覧

	漢字	国語	算数	理科・社会
1年		4月配布 2冊目から10マス (縦向きノート)	4月配布 2冊目から縦7マス (横向きノート)	
2年	初め 50字 途中から 84字	12マス (十字リダ-入り)	14マス 後期 17マスも可	
3年	初め 84字 途中から100字	15マス (十字リダ-入り)	10ミリ方眼	10ミリ方眼
4年	100字	12ミリ方眼	5ミリ方眼 10ミリ実線入り	10ミリ方眼
5年	120字	15行 (縦リダ-入り)	5ミリ方眼 10ミリ実線入り	5ミリ方眼 10ミリ実線入り
6年	120字	15行 (縦リダ-入り)	5ミリ方眼 10ミリ実線入り	5ミリ方眼 10ミリ実線入り

携帯電話・スマートフォン等の取り扱いルールおよび

個人情報保護に関するお願いについて

横浜市では、子どもの携帯電話・インターネット利用にかかわる犯罪被害・加害や依存など生活習慣上の問題に子どもたちが巻き込まれないように、学校内への携帯電話の持込について原則禁止としています。

しかし、登下校および放課後の過ごし方において携帯電話・スマートフォン等を持たせることが必要であると家庭で判断した場合は、以下の「取り扱いルール」を家庭で十分に話し合い、確認した上で理由を明記し、申請書をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、ご家庭の判断(責任)で携帯電話・スマートフォン等を持たせる場合にも、以下の「取り扱いルール」を確認し、厳守してください。ご理解とご協力をお願いいたします。

【新橋小学校携帯電話・スマートフォン等の取り扱いルール】

- 1 原則として校内への携帯電話・スマートフォン等の子ども用携帯端末の持ち込み・使用を禁止する。
- 2 特別の事情があって児童が校内に携帯電話・スマートフォン等の子ども用携帯端末を持ち込む場合には事前に申請書を提出し、学校長の許可を得ること。
- 3 2により、携帯電話・スマートフォン等の子ども用携帯端末を持ち込む場合も校内では絶対に使用しない。
管理については自己責任とし、紛失・破損について学校は一切の責任を負わない。
- 4 申請書は年度毎に提出する。

【携帯電話・スマートフォン等の適切な使用および個人情報保護に関するお願い】

- 1 児童の発達段階に応じて通話機能のみとし、SNSを含むインターネットの利用を制限したり、家庭で利用のルールを厳格に設けたりしてください。(YouTube、Instagram、X、Facebook、TikTokは利用規約により、13歳以上が自身のアカウントにより利用可能とされています)
- 2 SNSを含むインターネットを利用する場合は児童の端末にフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)を必ず利用してください。
- 3 SNSを含むインターネットを利用する場合、保護者は児童の利用状況を把握できるようにしてください。
- 4 児童の端末利用で問題が生じた場合は速やかに関係機関に相談してください。
- 5 学校行事等で、写真・ビデオ撮影されたものは、ご家族やご親族でお楽しみください。
- 6 不特定多数の方が閲覧できるインターネット (YouTubeなどの動画投稿サイトや、静止画像投稿サイト、またLINEなどのSNS)等に掲載することは、個人情報保護法に抵触する可能性もございます。このような行為をなさらぬよう、よろしくお願い申し上げます。

登下校・放課後の児童の安全について

日頃より、児童の登下校時・放課後の見守り活動にご協力いただきありがとうございます。
登下校時・放課後の安全指導については、学校でも日頃より行っているところではありますが

「いかのおすし」

について是非、ご家庭でもお子様とお話してください。

ついて**い**かない 車に**の**らない **お**おごえをだす **す**ぐにおとなに**し**らせる



また、不審者などを見かけたときには

まずはすぐに警察（110番）に連絡をしてください。

泉警察署 805-0110 （生活安全課につないでもらう）

その後、学校にも情報をいただけると助かります。

新橋小学校 811-2550

なお、神奈川県警察より、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域の皆様
が、警察が発信する情報を、自ら収集・活用し、自分と周りの人を事故や事件から守っていた
だくことを目的にした**公式アプリ「かながわポリス」**がリリースされています。

お子さんの安全のためにご活用ください。



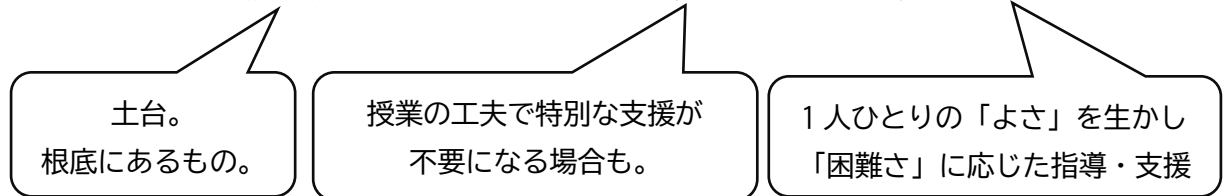
新橋小学校の特別支援教育

1 一般学級における特別支援教育【特別支援教育を支える児童理解と集団づくり・学級づくり】

一般学級にも、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、全ての教職員が**特別支援教育の目的や意義について十分理解し、特別の支援を必要とする全ての児童へ組織的な対応**ができるようにしています。

一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな指導や支援を実践するため、授業改善やUD(ユニバーサルデザイン)、授業のスタンダード化や教室の環境調整などの教育的配慮を行い、**誰もが、安心して、豊かに、自分の力を発揮できる学校、学級づくり**を目指します。

まずは安心できる学級。「みんな」がわかる授業。そして「個」への視点



2 特別支援教室における支援【ホッとルーム】

「誰も取り残さない」教育の実現に向けた、児童が在籍する教室以外で安心して過ごしたり、学習したりできる【登校支援】【気持ちの安定】の2つの性質をもつ特別支援教室です。児童・保護者のニーズに合わせて、教室利用の目的を明確化し、適切な特別支援を行います。

3 【取り出し学習】における支援

【学習支援】に重点を置いた特別支援教室です。クラスの大勢の中では集中して学習に取り組めないなどの困り感がある場合、児童および保護者と相談し、少人数による学習支援を行います。

4 通級指導教室および個別支援学級における支援

通級指導教室では、一般の学級に在籍し、学習上・生活上の課題がある児童が、「通級指導教室」がある学校(市内に22か所)に通って、課題改善に向けた指導を受けることができます。また、個別支援学級は、一人ひとりのお子さんの特性に合わせた学習をするための少人数の学級です。横浜市では、すべての市立小・中学校に個別支援学級があります。

通級指導教室および個別支援学級における支援は、特別支援教育相談課(特別支援教育総合センター)に教育相談を申し込み、「ふさわしい学びの場」についての判断をしてもらう必要があります。詳しくは児童支援専任もしくは特別支援教育コーディネーターにご相談ください。